

準区内業者認定に係る提出書類一覧

チェック	No.	提出書類	備考
	1	大田区準区内業者届出書(様式第1号)	様式は大田区ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入してください。 二種(工事、物品)の入札参加資格を有している場合は、 届出書1部で工事、物品両方の届出があったものとみなし、審査(認定)を行います。
	2	事業所の外観及び内部写真、社名表示写真(様式第1号別添)	様式は大田区ホームページよりダウンロードし、写真を添付してください。 写真については、作成上の注意をご覧ください。
	3	最新の競争入札参加資格審査受付票(写)及び印鑑証明書	押印された受付票に印鑑証明書を添付してください。
	4	■支店等が自社所有…不動産登記簿(写)又は固定資産税評価証明書(写) ■支店等が賃貸物件…不動産賃貸借契約書(写)	支店等が大田区内に存在していることを確認します。
	5	法人設立・設置届出書(写)	都税事務所に提出したものの写し 支店等を設置後、3年以上の期間が経過していることを確認します。
	6	(法人住民税)均等割額の計算に関する明細書(写)(直近のもの)	都税事務所に提出したものの写し 支店等が異動した場合は、「(法人住民税)異動届出書(写)」も提出してください。
	7	建設業の許可申請書(写)及び別表(写)	支店等が建設業の許可を得ていることを確認します。 受付印の押印があるものを提出してください。
	8	支店等の代理人名義の履行完了している契約書(写)	官公署または民間と締結した契約書の写し(表紙のみ)を提出してください。 届出のあった支店等で契約締結を行っていることを確認します。

- 1 様式は 大田区ホームページ > 事業者の方へ > 契約情報 > 準区内業者認定 よりダウンロードしてください。
- 2 届出様式が一部変更されています。書類の作成にあたっては、作成上の注意(上記ホームページに掲示)をご確認ください。
- 3 届出内容に変更があった場合は、変更届及び変更に係る必要書類を提出願います。
- 4 ご不明な点については下記担当までお問い合わせください。

【担当】

大田区総務部経理管財課契約担当

東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1162・FAX 03-5744-1508